

9 「IV被告の反論—診断書の評価と化学物質過敏症の認定」について  
既に述べた通り、否認ないし争う。

一点、付言する。原告 **A娘** が作田医師の診察を受けられなかった状況について、被告はあまりにも無理解、かつ無神経である。宮田医師（そよ風クリニック）は化学物質過敏症の患者が、全国から多数来院する特別なクリニックである。したがって、患者を受け入れる体制として、症状を悪化させることがないように、診察までの間のコートやカバンをロッカーに入れる等、病室の環境などに、最大限の配慮をしている。だからこそ、原告 **A娘** は、やっとの思いで、宮田医師の診察を受けることができた。一方、作田医師は、日本赤十字病院における診察が必要であり、病院には多数の化学物質が蔓延しており、原告 **A娘** をそのような病院に連れていくことは、到底できなかつたのである。

10 「IV-2及びIV-3」について

既に述べてきた通り、全て否認ないし争う。

今回提出する倉田医師の意見書、及び診療録を参照されたい。

11 「IV-4」について

全て否認する。

悪意に基づく曲解である。

12 「IV-5」

甲46号証の6は、原告代理人が作田医師から診療記録のデータとして、メールで受け取っているものである。実は最初に、この診断書を原告**A**と原告**A妻**が受け取った際に、作田医師の明らかな

間違いを作田医師に直ちに報告した。それは「受動喫煙症レベルⅣ」と書くべきところ、「化学物質過敏症レベルⅣ」と記載されていたからである。この指摘によって、作田医師は、単純な書き間違いということで、直ちに書き直しをした。それが甲第3号証である。

甲第46号証の6として存在する理由は、作田医師が書き直したにも関わらず、データとしての保存が適切でなく、古いデータのまま残っていて、それを原告代理人にメールで送信したからである。被告の主張は邪推そのものである。

### 13 「Ⅳ-6」について

否認ないし争う。

化学物質過敏症の認定が、難しいことは原告側も当初よりは認識している。しかし、被告による外国製タバコの集中的な被ばくがなければ、原告ら3名は、急激に症状が悪化することはありませんでした。被告が引用する判決は、勿論、参考に値するが、当然、本件とは事案が異なるのである。被告が悪意を、邪推に基づく主張をあらためて真摯に本件事案を受け止めるべきである。

## 第3 原告らの主張

### 1 はじめに

被告準備書面(8)及び被告準備書面(9)は、一部、判例の摘示と検討すべき部分はあるが、その大半の内容は、これまで被告の主張してきたものの繰り返しである。又、作田医師の診断書に関する幾つかの主張は、誤解と悪意による曲解に基づくものと言わざるを得ない。したがって、原告らとしてはそれらに対しては最小限の反論に留め、原告の主張の整理を中心として、以下述べるものとする。